

白岡市地域クラブ活動推進事業

部活動の地域移行の取り組みについて



令和6年5月28日（火）18：30～

白岡市の人口 52,535人 (R6.5.1)



中学校生徒数 1243名

(1年:418名、2年:400名、3年:425名)



部活動数 50

(運動部 35 文化部 15)

	篠津中		菁莪中		南中		白岡中	
運動部	軟式野球	男子	バスケットボール	男子	軟式野球	男女	軟式野球	男女
	サッカー	男女	バスケットボール	女子	ソフトボール	女子	サッカー	男女
	バスケットボール	男子	ソフトテニス	男子	サッカー	男女	バスケットボール	男子
	バスケットボール	女子	ソフトテニス	女子	バスケットボール	男子	バスケットボール	女子
	バレーボール	女子	卓球	女子	バスケットボール	女子	バレーボール	女子
	ソフトテニス	男子			バレーボール	女子	卓球	男子
	ソフトテニス	女子			卓球	男子	卓球	女子
	バドミントン	女子			ソフトテニス	男子	ソフトテニス	男子
	剣道	男女			ソフトテニス	女子	ソフトテニス	女子
					剣道	男女	剣道	男女
文化部					陸上	男女		
	吹奏楽	男女	吹奏楽	男女	吹奏楽	男女	吹奏楽	男女
	情報技術	男女	美術	男女	科学	男女	美術	男女
	美術	男女	創作	男女	美術	男女	技術コンピュータ	男女
				家政	男女	茶華道	男女	
	文芸	男女						

「地域クラブ活動」を進める根拠

持続可能で多様な
部活動

中学校教職員の
働き方改革

中学校部活動と地域クラブ活動の比較

	中学校部活動	地域クラブ活動
位置付け	<u>学校管理下の教育活動ではあるが 教育課程外の活動</u>	<u>学校管理下外の活動</u>
活動内容	<u>生徒による主体的な活動</u>	<u>生徒による主体的な活動</u>
指導者	教職員	地域クラブ活動指導員 ※教職員の場合は兼職
活動日数	平日 4 日以内 土日 1 日以内	休日週 2 日以内 ※中学校部活動と合わせて週 5 日以内
活動場所	学校施設	学校施設・公共施設
鍵の管理	学校（教職員）	管理団体（地域クラブ活動指導員）
手当・謝金	2, 7 0 0 円 / 1 日 (休日 2 時間 1 分以上)	2, 0 0 0 円 / 1 時間 ※原則、1 日 3 時間以内
生徒の保険	日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度	スポーツ安全保険 または同等の保険
指導者の保険	労務災害 等	スポーツ安全保険または同等の保険
責任の所在	校長、設置者	管理団体、設置者

部活動指導のガイドラインの策定

白岡市 部活動指導のガイドライン
(中学校部活動・地域部活動)



令和3年11月 改定
白岡市教育委員会

生徒の健康面に配慮し、
中学校部活動と地域クラブ
活動を合算して1週間のう
ち2日分以上を休養日とす
ること。

なお、土日の活動となっ
た場合は、休養日を他の日
に振り替えること。

※地域クラブ活動に移行した部活動の活動時間等について盛り込む

地域クラブ活動における管理・運営のイメージ

白岡市

委託

地域部活動の管理・運営を担う委託先団体

小・中学校

〇〇大学

スポーツ少年団

総合型地域SC

〇〇協会

〇〇連盟

自治体からも協力を依頼

教職員
の場合は
兼職兼業

指導者は委託先
団体に所属する
形式をとる。

指導者

指導者

指導者

指導者

指導者

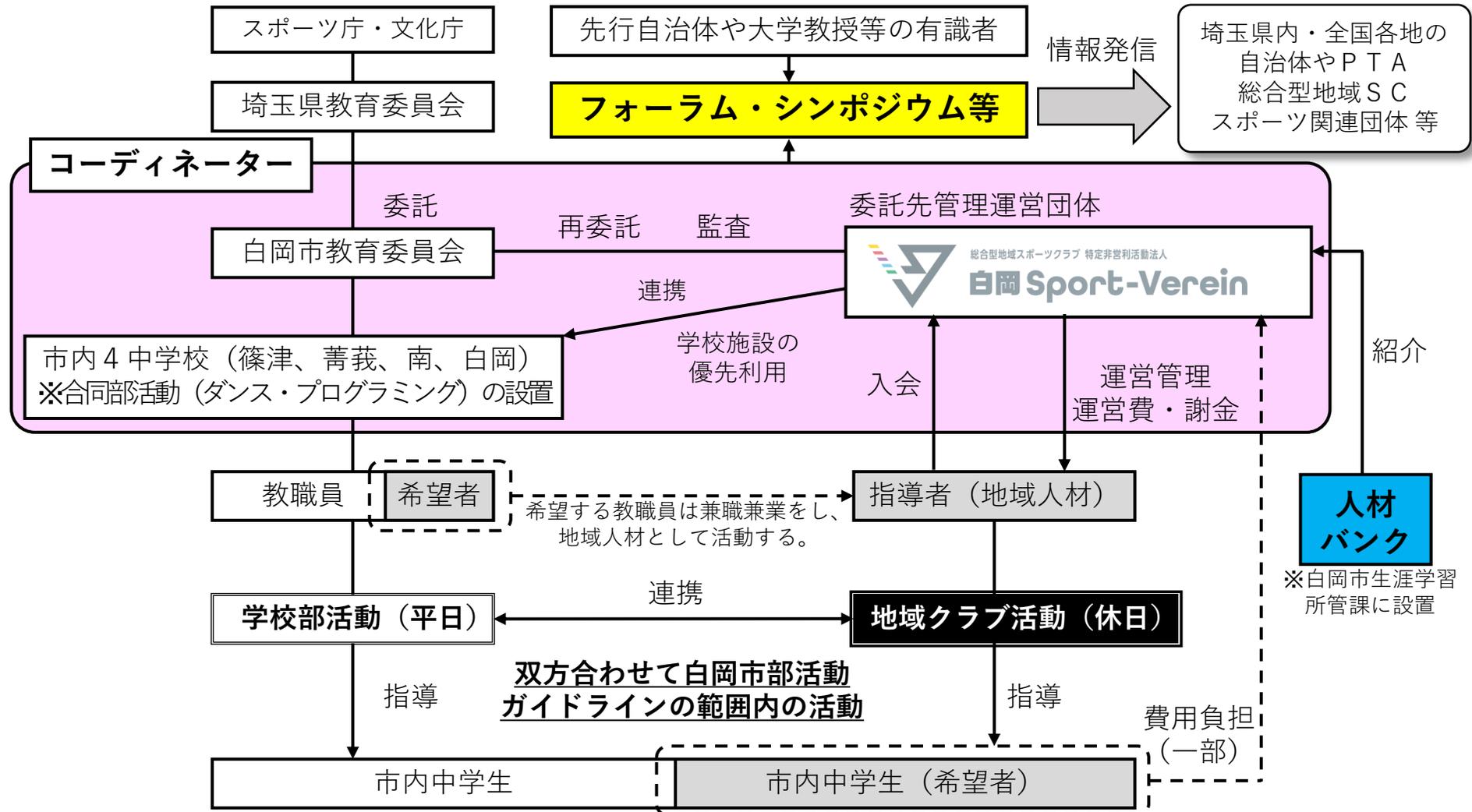
指導者

指導者

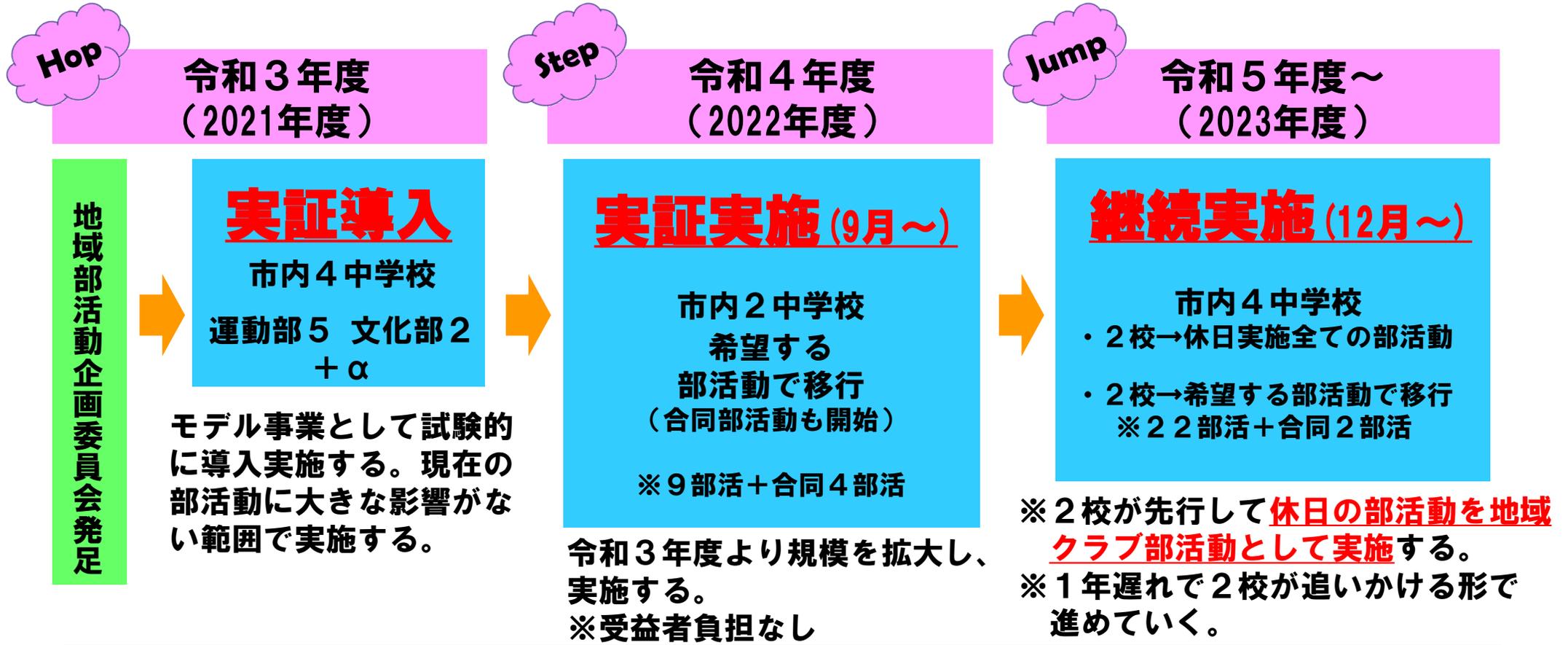
指導者

謝金は指導者に
委託先団体から直接支払う

地域クラブ活動の設置イメージ図



白岡市における地域クラブ活動の展開イメージ



中学校部活動：中学校の**教職員が指導者**（顧問）となる現行の部活動
 地域クラブ部活動：**地域人材が指導者**（コーチ）となるクラブ活動
 ※これまでの外部指導者とは違い、中学校の教職員が立ち会わなくても単独で指導が可能となる。地域人材として、地域のクラブ指導者や保護者、退職教職員の他、現役の小・中学校の教職員が兼職兼業として指導にあたることも考えられる。

現在の地域クラブ活動一覧表

	篠津中		菁莪中		南中		白岡中	
運動部	軟式野球	男子	バスケットボール	男子	軟式野球	男女	軟式野球	男女
	サッカー	男女	バスケットボール	女子	ソフトボール	女子	サッカー	男女
	バスケットボール	男子	ソフトテニス	男子	サッカー	男女	バスケットボール	男子
	バスケットボール	女子	ソフトテニス	女子	バスケットボール	男子	バスケットボール	女子
	バレーボール	女子	卓球	女子	バスケットボール	女子	バレーボール	女子
	ソフトテニス	男子			バレーボール	女子	卓球	男子
	ソフトテニス	女子			卓球	男子	卓球	女子
	バドミントン	女子			ソフトテニス	男子	ソフトテニス	男子
	剣道	男女			ソフトテニス	女子	ソフトテニス	女子
					剣道	男女	剣道	男女
					陸上	男女		
文化部	吹奏楽	男女	吹奏楽	男女	吹奏楽	男女	吹奏楽	男女
	情報技術	男女	美術	男女	科学	男女	美術	男女
	美術	男女	創作	男女	美術	男女	技術コンピュータ	男女
	文芸	男女			家政	男女	茶華道	男女

【現在】 ～令和6年10月まで

- 菁莪中学校 と 南中学校 は休日行う全ての活動を地域移行【済】
- 篠津中学校 と 白岡中学校 は先行実施できる部活動のみ地域移行
(その他は、まだ部活動として活動)
- 合同部活動として、合同ダンス、合同プログラミング の実施
- 保護者の受益者負担 なし

【今後】 令和6年11月 ～

- 篠津中学校 と 白岡中学校 も休日行う全ての活動を地域移行
(白岡市内全ての中学校の休日の活動は「地域クラブ活動」)
- 保護者の受益者負担の導入
(事業費の一部を保護者に負担してもらいながら進めていく)



地域クラブ活動移行のメリット・デメリット

メリット

- より **専門的** な指導が受けられる。
- 今後競技種目の **選択肢** が増える。
- 教員の負担が軽減され **教科指導** 等がより **充実** する。

デメリット

- **学校管理下外** となる。
- 別途、 **保険加入** が必要となる。
※スポーツ安全保険に加入する。
- **受益者負担** が必要となる。

課題と成果

- ① 委託先団体（受け皿）について
- ② 指導者について
- ③ 活動時間及び活動日数について
- ④ 教職員の兼職兼業について
- ⑤ 施設・用具の管理について
- ⑥ 大会・コンクールの在り方について
- ⑦ 受益者負担額と保険料について

課題と成果 ① 委託先団体（受け皿）について

- 令和3年度の委託先団体はPTAのOBを母体とした組織だったため、連携や調整についてはスムーズに行うことができた。一方、事業規模拡大について負担が大きくなり、請け負いきれない課題も見えた。
- 令和4年度の委託先団体は、民間企業となり、管理・運営面で安定していた。スペシャルな指導者を派遣してもらえた半面、指導者の継続性の部分及び地域で活動する団体等との連携で課題が見えた。
- 令和5年度11月より、現在の委託先団体「白岡Sport-Verein」に委託している。

課題と成果 ② 指導者について

- 小・中学校の教職員による兼職兼業を認める。
- 退職教員や教員を目指す大学生の配置も必要となる。
- 中学校長から推薦のあった部活動ボランティア指導員（外部指導者）から地域クラブ活動の指導者として配置することで、学校・生徒・保護者への大きな混乱はなくスムーズな形で実施が可能となった。→ハードルは低くなるが地域移行の意義は？
- 指導者の数・質の確保とそのマッチング
- 指導者の評価システムや研修制度をどのように構築するべきか

指導者資格と指導者研修制度の必要性
公認スポーツ指導者資格（JSPO）の活用
→**教職員にとってはハードルが高い**

課題と成果 ③ 活動時間及び活動日数について

- 中学校部活動と地域クラブ活動を統合した白岡市独自の部活動ガイドラインを策定
- 地域クラブ活動が休日（土・日・祝日）行われることで、教職員の負担が軽減され、平日の教科指導も充実している。
- 地域クラブ活動は月3回の活動としている。
- 練習、練習試合、大会等が休日両日行われた場合、翌週の平日の部活動を3日にして対応している。

教職員組合は白岡市独自のガイドラインに反対
「そもそも切り離さないと改革にならない」

学校現場は好評、生徒・保護者は賛否両論

課題と成果 ④ 教職員の兼職兼業について

- 地域クラブ活動の指導をしたい教職員は一定数（白岡市の場合
は競技を自由に選択できれば6割以上）おり、そういった教職
員については兼職兼業を認めている
→しかしながら、負担に感じる教職員については、同調圧力に
ならないように世論レベルの意識改革が必要となる
- 本来の業務へ影響が生じることなく、心身に過重な負担となら
ないようにすることが必要となる

現行の特殊業務手当（部活動手当）や兼職兼業による確定申告等
の視点を含めたガイドラインの必要性

課題と成果 ⑤ 施設・用具の管理について

- 地域クラブ活動は学校管理下外となるが、学校施設の優先的な活用について、学校施設や生涯学習の所管課と調整の上、施設の利用や施設管理をしており、現時点で特に大きな問題は起きていない。
- 活動時に破損等が発生した場合に、修繕や新たな補充等の対応について調整が困難となることが懸念される。
- 合同クラブ活動の実施にあたっては、場所の確保や施設の管理、責任の所在等において調整が必要となる。
- 学校の施設開放における他の団体との調整について、不公平感が生じないようにする必要がある。

開かれた学校にもつながり、地域としては好印象
学校を管理する立場としては、負担が増える

課題と成果 ⑥ 大会・コンクールの在り方について

- 日本中体連は、令和5年度から大会への参加を承認（R4.12月）
- 埼玉県中体連は、大会参加は学校単位が原則であるが、日本中体連が参加資格を緩和したことを受け、埼玉県においても地域クラブ活動について、一定の条件を設定した上で特例としての参加を認める。
- 練習試合や大会の引率については課題があり、現在も部活動顧問が引率している現状がある。

※地域は学校対抗の意識がいまだに根強い

課題と成果 ⑦ 受益者負担額と保険料について

- 活動内容や時間、指導者の人数や資格等によりクラブ活動ごとに会費等の額が変わってしまうことに対する **不公平感**
→法の整備し、学校給食制度のように考えることが必要？
- **経済的に困窮する家庭に対する支援**についての検討が必要
→地域クラブ活動を教育活動として捉え、要保護・準要保護世帯への就学援助制度の対象する方向で検討
- 保険内容について日本スポーツ振興センター災害共済給付制度との違いについて、**保護者への理解**が必要

受益者負担額は一律か？活動団体ごとか？

残りは行政負担かスポンサーが必要？

塾や習い事（クラブチーム）と何が違う？→教育活動として実施